

わかやまごみゼロ活動物品貸出申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

団 体 名

申込者氏名

わかやまごみゼロ活動物品貸出要領の規定に基づき、下記の通り物品の貸出しを申し込みます。

1 貸出物品	物 品 名		数 量	
2 貸出期間	貸 出 日		返 却 日	
	貸出場所		返却場所	

遵 守 事 項				
<ul style="list-style-type: none"> ・貸出期間は、原則として1年以内（貸出日及び返却日を含む。）とする。 ・物品の取扱いにおいては、常に良好な状態に管理及び保管すること。 ・目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。 ・貸出期間に関わらず、物品を必要としなくなったときは、速やかに返却すること。 ・物品の返却等、運搬に係る費用については、物品の貸出しを受けた者が負担するものとする。 ・物品の貸出及び返却場所は、県庁循環型社会推進課又は各県立保健所（支所）の窓口とする。 (県庁循環型社会推進課/海南保健所/岩出保健所/橋本保健所/湯浅保健所/御坊保健所/田辺保健所/新宮保健所/串本支所) 				

----- 以下、和歌山県事務担当者記入 -----

	課 長	副課長	班 長	担 当
決 裁				

	日 付	担 当	備 考
貸出日	年 月 日		場所：
返却日	年 月 日		場所：

受 領	年 月 日
	氏 名